

新型コロナウイルスへの対応に関する基本方針（第3信）

学校法人九州ルーテル学院

1. 新型コロナウイルスへの対応について

- (1) 教職員・学生生徒園児又はその同居のご家族等に感染者が出た場合、基本的には2週間の休校（講）措置を取ることとし、情報共有とその時点での方針決定の為、緊急に常議会を開催します。また、場合によっては産業医の出席を依頼するか、事前にアドバイスを受けて最善を判断していきます。
- (2) 学食の使用については座席数の間引き等で密接な空間を作らない方法を検討し、又食事を終えたら速やかに離席するようアナウンスすると共にこまめに見回りを行います。
- (3) マスク、アルコール消毒液等は、今後に備えて十分な数量を調達中であり、随時入荷しております。必要に応じて配布も検討します。
- (4) その他、学部門（学校・園）の新型コロナウイルスに関する対策・対応等についてはそれぞれのホームページをご覧ください。

2. 新型コロナウイルスに関連する教職員休業の措置

- (1) 感染した教職員が休業する場合
特別休暇（就業規則第25条）に準じ、通常勤務したものとみなす。
※感染がわかった場合は速やかに連絡ください。
- (2) 感染が疑われる教職員が休業する場合
※以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（以下(6)）にご相談ください。
 - ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合 高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
特別休暇（就業規則第25条）に準じ、通常勤務したものとみなす。

要休暇請求書申請

- (3) 発熱などがある教職員の自主休業
通常の風邪などで休む場合と同様に、年次有給休暇として処理。
但し、学校が休ませる場合は、特別有給休暇として処理。要休暇請求書申請
- (4) 感染者が発生し、それ以外の教職員を休業させる場合
特別休暇（就業規則第 25 条）に準じ、通常勤務したものとみなす。
要休暇請求書申請。
- (5) 小学校等の一斉休校により子どもの面倒を見るため、教職員が出勤できない場合（小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園等）
特別休暇（就業規則第 25 条）に準じ、通常勤務したものとみなす。
要休暇申請書申請。
※年次有給休暇届けを提出した方は、特別休暇に振替ます。
※小学校等が臨時休業等をしたことを確認出来る書類が必要です。
- (6) 熊本市感染症対策課 新型コロナウイルス感染症相談電話について（ご案内）
上記 2. の症状がある方は以下までご相談ください。

【24 時間】 熊本市新型コロナウイルス感染症の相談電話の開設について （熊本市感染症対策課ホームページより）

熊本市では、新型コロナウイルス感染症に伴う相談体制を強化するため、以下のとおり専用の電話回線を開設しております。

熊本市相談窓口では、新型コロナウイルス感染症についてのご相談、および「帰国者・接触者相談センター」として、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整を行います。

- ①専用電話番号 ☎096-364-3222、☎096-372-0705
- ②開設日 令和 2 年（2020 年）1 月 30 日（木）～
- ③開設時間 平日 午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分 （24 時間対応）
土日祝 午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分 （24 時間対応）
- ④対応内容 ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
・新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整
- ※新型コロナウイルス感染症についてご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。
熊本市以外にお住まいの方につきましては、管轄の保健所等へのご相談をお願いいたします。